



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ

（e-Taxソフト（WEB版）を利用する場合）

※ e-Taxソフト（WEB版）はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト（WEB版）の準備をします。

e-Taxソフト（WEB版）をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Tax ホームページ「e-Tax ソフト（WEB版）のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出（送信）が必要です。e-Taxソフト（WEB版）を利用して開始届出書の提出（送信）を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト（WEB版）の操作方法については、e-Taxホームページ（e-Taxソフト（WEB版）ご利用ガイド）をご覧ください。



【開始届出書を作成する】

3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続（準備）を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出（送信）することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Tax での提出（送信）の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

なお、e-Tax の徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、法定納期限当日（法定納期限当日に手続をした場合は、翌取引日）に自動的に口座引落としにより納付を行うことができます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください（利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。）。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※2 事前に Pay 払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続（準備）は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト（WEB版）を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

☆☆e-Taxを利用した納付のしかた（源泉所得税）☆☆

国税電子申告、納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（前ページをご覧ください。）の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト（WEB版）にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

- ※1 自動ダイレクトを利用する場合、徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、2. 以下の手続は不要となります。
- 2 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書（納付書）が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次の年末調整関係書類送付時から納付書の送付（郵送）を省略いたします。

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

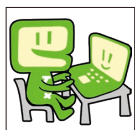
- ① **ダイレクト納付を利用する場合**
 納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。
- ② **インターネットバンキングで納付を行う場合**
 画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。
- ③ **クレジットカード納付を利用する場合**
 画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。
- ④ **スマホアプリ納付を利用する場合**
 画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」（スマートフォン専用）へアクセスします。

3. 納付

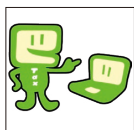
- ① **ダイレクト納付を利用する場合**
 納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。
- ② **インターネットバンキングで納付を行う場合**
 インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。
- ③ **クレジットカード納付を利用する場合**
 「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。
- ④ **スマホアプリ納付を利用する場合**
 「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト（WEB版）と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。 ※体験できる機能は一部のみ



事前準備不要



何度でも操作可能



操作確認用に

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、
住所等所轄する税務署へ提出してください。

		法人番号											
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3											
※個人の方は個人番号の記載は不要です。													
国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書													
令和××年 5 月 7 日提出		氏名（法人名及び代表者氏名） 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎											
霞ヶ関 税務署長 あて													
私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできる よう、あわせて届け出ます。													
取扱金融機関 御中													
私(当社)は、国税の納税を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。													
1 指定預貯金口座													
住所 (所在地)		(〒 100 - 0004) 電話 03 (1234) 5678 東京都千代田区大手町1-×-×										(金融機関お届け印)	
		(申告納税地) 東京都千代田区霞ヶ関3-×-×										商 国 事 税	
(氏名) (法人名及び 代表者氏名)		(フリガナ) カブシキガイシャコクセイショウジ ダイヒョウトリシマリヤク コクセイタロウ 株式会社国税商事 代表取締役 国税 太郎											
指定金融機関		財務 銀行 信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協 東京 本店・支店 本所・支所 出張所											
預金種別		① 普通 ② 当座 ③ 納税準備 ④ 口座番号 (ゆうちょ銀行以外)										1 2 3 4 5 6 7	
ゆうちょ銀行		記号番号											
2 振替日時: 納付情報送付日時 3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降													
税務署 整理欄		(不備事由) 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全 2 整理番号等未登録 5 その他 3 重複入力											
		入 力 訂 正 入 力 送 付 登 録											
		金融機関番号											
		整理番号											
金融機関 整理欄		(不備返却事由) A 印鑑相違 F 住所相違 B 印鑑不鮮明 G 支店名相違 C 口座番号相違 H その他 D 口座該当なし E 名義人相違 (備考)											
		受 付 印 印鑑照合 印											
		(口座識別番号)											
		(認証番号)											

この届出書を印刷される
場合は、国税庁ホーム
ページをご確認ください。

